

(公印省略)
国海環第57号
令和2年9月11日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局海洋・環境政策課長
田村 顕洋

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正について（周知）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部改正が別添のとおり令和2年9月11日に公布されたので、ご了知頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則及び
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく
船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令案について

1. 改正の背景

(1) 条約証書の修正

令和元年 5 月に開催された国際海事機関の第 74 回海洋環境保護委員会において、燃料油消費実績報告履行確認書(SOC)、国際大気汚染防止原動機証書(EIAPP 証書)、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書(IEE 証書)及び国際大気汚染防止証書(IAPP 証書)の序文を形式的に修正する改正案が採択された。

(2) 海難救助等を行う公用に供する船舶に対する窒素酸化物(N₀x) 特別海域規制の変更

海洋汚染防止条約により、北米海域及び米国カリブ海海域(特別海域)における N₀x の放出については、一般海域よりも厳しい放出基準が適用されているが、国が所有又は運航する船舶で、非商業的業務にのみ使用しているものについては、条約の適用除外とされているところ、我が国においては、自衛隊の使用する船舶を除き、公用に供する船舶にも国内法令において当該規制を適用している。

しかしながら、海難救助その他の緊急用務を行うための公用に供する船舶のうち、特別海域の放出基準を適用することが、当該船舶の運航又は運航能力を阻害する恐れがあるものについては、適切な措置を講じる必要がある。

2. 改正の概要

(1) 条約証書の修正

- ・SOC の様式中、序文を修正する。(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則(昭和 46 年運輸省令第 38 号)第 1 号の 16 様式)
- ・EIAPP 証書、IEE 証書及び IAPP 証書の様式中、序文を修正する。(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則(昭和 58 年運輸省令第 39 号。以下「検査規則」という。)第 1 号の 3 の 6 様式、第 1 号の 5 の 4 様式及び第 12 号の 5 様式)

(2) 海難救助等を行う公用に供する船舶に対する窒素酸化物(N₀x) 特別海域規制の変更

- ・特別海域を航行する海難救助その他の緊急用務を行うための公用に供する船舶のうち、その用務の遂行上特別海域の規制を適用することが困難なものに対して、一般海域の規制を適用する。(検査規則第 1 条の 2 の 19)

3. 今後の予定

公 布 : 令和 2 年 9 月中旬

施 行 : (1) 令和 2 年 10 月 1 日

(2) 公布の日